

鎌倉市廃棄物減量化、資源化及び処理に関する条例 一部改正の要旨

改正に至った背景

本市では、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量・資源化を推進しています。これまで市民の皆さんにごみの減量や分別にご協力いただいたおかげで、鎌倉市のリサイクル率は全国で第2位（人口10万人以上の市）となるとともに、家庭から出るごみの焼却量は減少傾向にあります。

しかしながら、ごみの焼却量の約3分の1を占める事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という）は、近年横ばいで推移しており、このうち約3割は、燃やすごみ以外のもの（紙類などの資源物やプラスチック類など）が混入しています。

今後、鎌倉市の焼却ごみ削減のためには、事業系ごみの分別の徹底を図る必要があります。

年度別家庭系・事業系別ごみ焼却量の推移

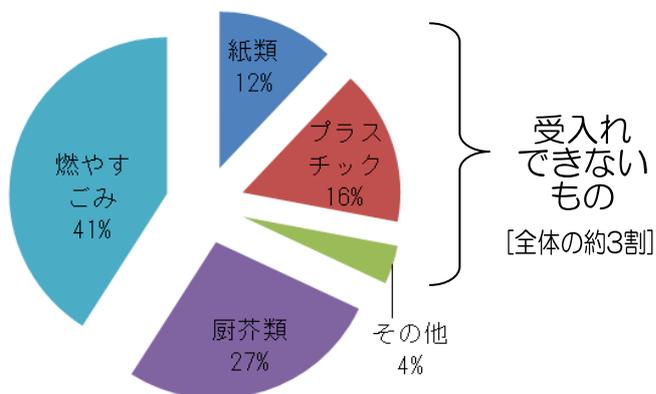
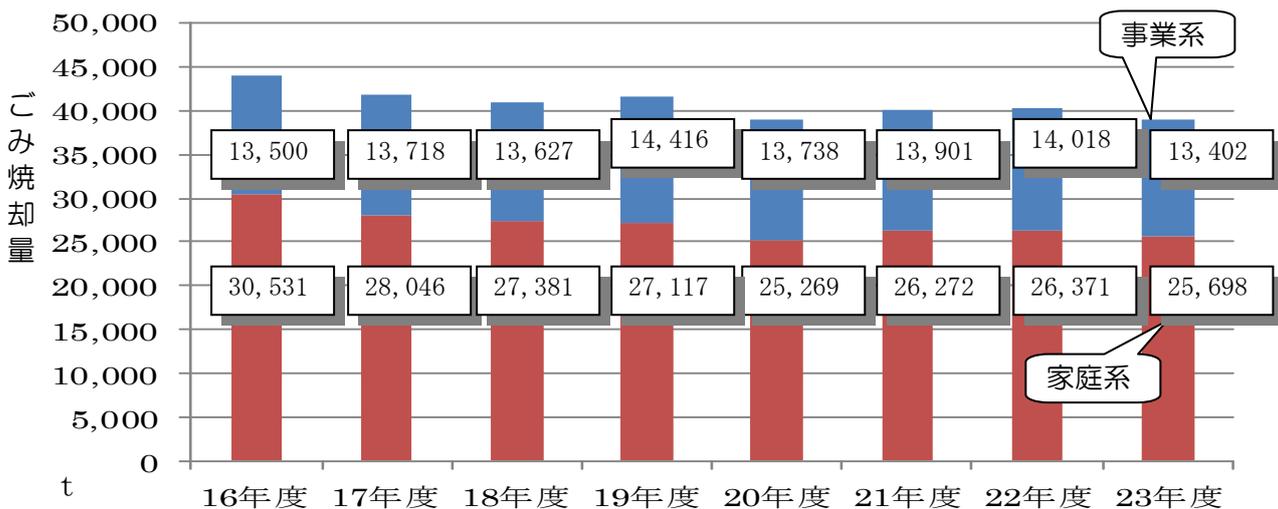


図 焼却施設に搬入された事業系ごみの組成
(平成22年度10月4日～8日組成分析調査結果より)



改正の趣旨

事業系一般廃棄物の分別の徹底を図ることを目指し、事業系一般廃棄物に係る受入拒否等の措置などについて定めるため、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部改正を行いました。

当条例改正は、事業系一般廃棄物に係る受入拒否等（以下の（１）から（７）まで）は平成 25 年 1 月 1 日施行予定とし、その他の事項（以下の（８）及び（９））を交付日（平成 24 年 9 月 28 日）に施行しました。

改正の内容

（１）事業系一般廃棄物の排出方法

事業系一般廃棄物を排出する店舗や事業所（以下「排出事業者」という）に対して、市が定めた処理計画（一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画）に従って事業系一般廃棄物を排出するよう明文化しました。

（２）排出事業者への改善勧告

排出事業者が、処理計画に定めた排出方法に違反しているときは、当該事業者に対し改善措置などを講ずるよう勧告できるよう定めました。

（３）排出事業者の公表

勧告された排出事業者が、勧告に従わない場合には、その旨を公表できるよう定めました。

（４）排出事業者への命令

公表された排出事業者が、なおも改善措置を講じない場合は命令できるよう定めました。

（５）排出事業者への受入拒否

命令された排出事業者が、命令に従わない場合には、期限を定めて事業系一般廃棄物の受入を拒否できるよう定めました。

（６）事業系一般廃棄物の搬入に関する受入基準

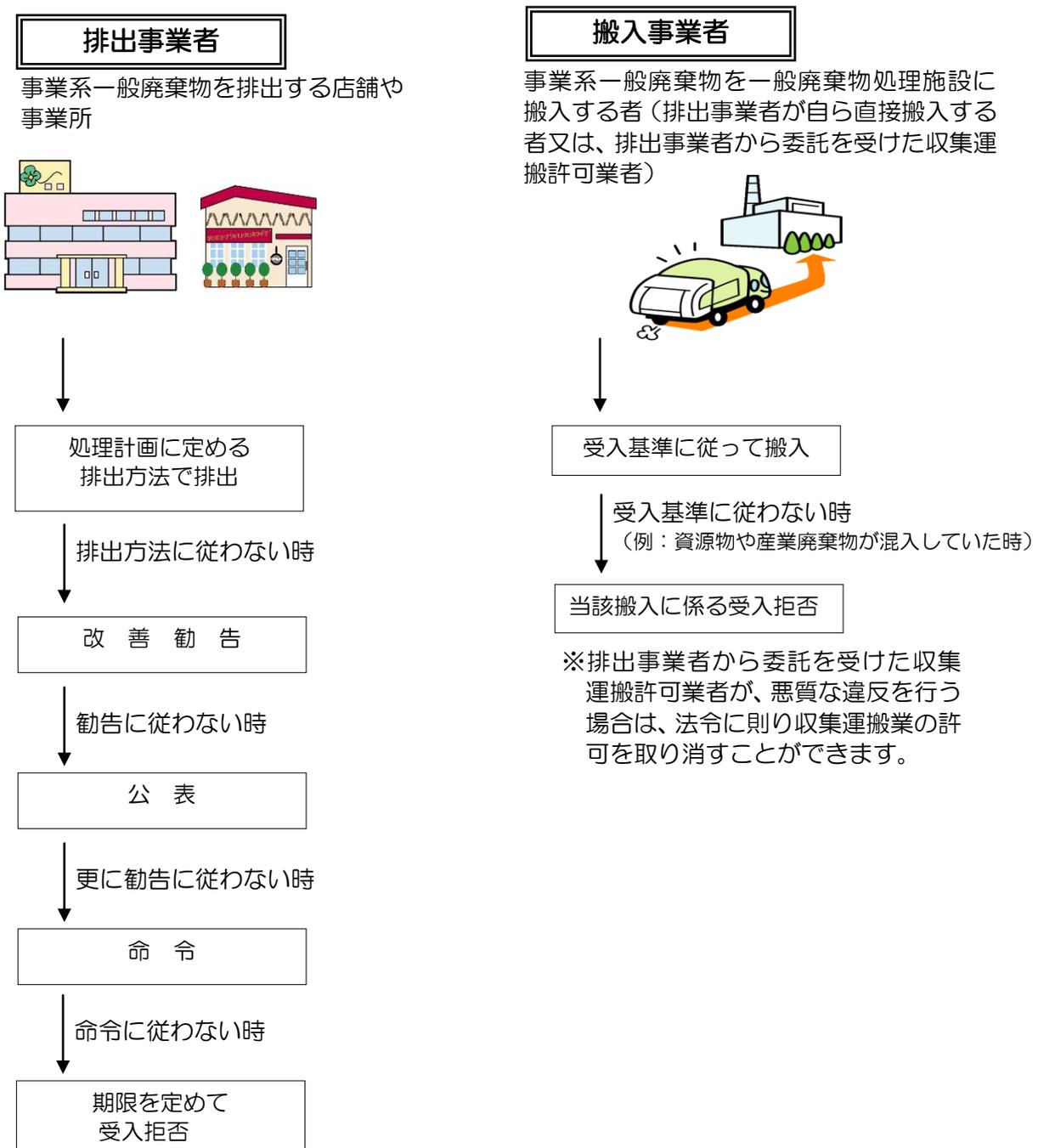
事業系一般廃棄物を市の指定する処理施設等に搬入する者（排出事業者が自ら直接搬入する者又は、排出事業者から委託を受けた収集運搬許可業者。以下「搬入事業者」という）は、同条例施行規則で定める受入基準（資料 1－2）に従うよう定めました。

(7) 搬入事業者への受入拒否

受入基準に従わない搬入事業者に対しては、当該搬入に係る受入を拒否できるよう定めました。

※なお、排出事業者から委託を受けた収集運搬許可業者が、悪質な違反を行う場合は、現行の法令に則り許可の取り消しを行うことができます。

(1) から (7) までの主な流れは以下の通りです。



(8) 技術管理者の資格

「第2次一括法」の施行に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について決めました。

(9) その他

家庭から出るごみの排出についても同様に、処理計画に従って排出するよう明文化するとともに、必要条文の文言の整理等を行いました。